

高校生のお子様がいらっしゃるご家庭へ



申請はお済みですか？

子育て世帯生活支援特別給付金

- 子育て世帯生活支援特別給付金(児童1人当たり5万円)は、低所得の子育て世帯を支援する給付金です。
- 高校生分の子育て給付金を受給するには、お住まいの市区町村に申請が必要な場合があります

1. 支給額

児童1人当たり 5万円

2. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方

令和3年3月31日時点で

- ① 18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)
を養育する父母等
(※ 令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

- ② { ■ 令和3年度住民税(均等割)が非課税の方
または
■ 令和3年1月1日以降の収入が急変し、
住民税非課税相当の収入となつた方

※ 児童扶養手当を受給されている方は、既に給付金を支給済のため、支給対象になりません
(一部、申請が必要な方を除く。)

■ 申請が必要な場合

裏面のフローチャートをご参照ください。

① 高校生の他に、中学生以下のお子さんを養育していますか？
(令和3年4月分の児童手当を受給していますか？)

YES

NO

② 高校生のお子さんについて、
令和3年4月分の児童扶養手当や
特別児童扶養手当を受給していますか？

YES

NO

支給要件を満たす場合、

申請は不要です！

※ 児童手当又は特別児童扶養手当の口座に振り込みれます。

※ 児童扶養手当を受給している方は、既に給付金を支給済みです。(一部、申請が必要な方を除く。)

支給要件を満たす場合、

**お住まいの市区町村にて、
申請を行ってください！！**

3. 支給手続

- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに、市町村の窓口に直接ご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認のうえ、指定口座に振り込みます。
- ▶ 申請期限は、お住まいの市区町村までお問い合わせください。

■お問い合わせ先

厚生労働省 コールセンター

0120-811-166

(受付時間：平日9:00～18:00)



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。